



Title	イギリスの議会政治と労働党(二) : 労働党の政治指導の形成を中心として
Author(s)	十亀, 昭雄; SOGAME, A
Citation	北海道大学 法学会論集, 9(4), 1-30
Issue Date	1959-07-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/17059
Type	departmental bulletin paper
File Information	9(4)_p1-30.pdf



イギリス議会議会政治と労働党(二)

——労働党の政治指導の形成を中心として——

十 亀 昭 雄

序 問題の所在

(以上前号)

一章 圧力団体から組織・政策の再編

一節 労働運動と労働党

二節 自由党と労働党

三節 労働党の組織改革と政策的独立(以上本号)

四節 労働党の組織構造

五節 伝統的二党制の解体と労働党の再編

二章 「陛下の反対党」への進出と労働党内閣

一 章 圧力団体から組織・政策の再編

一九一八年における組織・政策の再編成が伝統的自由主義と労働組合主義からの労働党の組織的政策的解放に新時点を劃したものとすると、同年までの労働党はイギリス労働階級層の利益を議会で政府の政策に反映させる政治的ル

ートであり、総じて労働階級運動の政治部門にすぎなかつたといふことができる。

したがつて労働党初期の行動および運動形態は一層効果的に労働階級の諸要求を議會に代表しかつプレスすること、なかならず労働党の組織の中核を占める労働組合主義の利害関係を政治的に議會に代表し媒介させることにおかれなければならなかつた。労働党の初期におけるこの压力団体的性格と機能および政策にもかかわらず、たしかに「一

つの政党組織としては、もともと會議体、選挙組織にすぎなかつた労働代表委員會 Labour Representation Committee (以下 L.R.C

と略称)の設立は、たんに政党装置の萌芽を現わしたのに止まるが、しかしそれを通じてイギリスのプロレタリアートの組織的政治的独立に向つての最初の、そして決定的前進を示したものである。」⁽¹⁾ではあつたが、一九〇六年に正式に労働

党と命名した後も、組織と政策との兩次元においてリベリズムとトレード・ユニオンズの影響力は強く作用し、第一次大戦後に至るまで内に外に労働党の行動様式を制約していたのである。⁽²⁾このように労働階級の諸利益を議會にキヤナライズするルートとしての労働党が一面では自由党の自由主義的改良諸政策と、他面では組合主義から不十分

にせよ解放されて、全国的政策と全国的組織へと転換し、議会議主義レジームの枠組内でナショナル・リーダシップへの視座と展望を定式化するに至るまでの時期において、この压力団体的性格構造と行動様式とがいかにもたらされ、そして何故に、またどのように止揚し克服せざるをえなかつたかという点につき、第二章での分析に必要な範囲で以下に簡単に略述しておきたい。

(1) 労働党が一九一八年に組織上の改革を実施し、同時に政策的に社会主義を宣明したこと、つまり国民党化の方向において社会主義政党としての旗印を明確にかかげたことによつて、はじめて旧二大政党からの原則的独立が実現された点から、これまでの労働組合と社会主義諸団体とのルーズな連合体構成、ならびに自由党のレフト・ウィングとしてのリーダシップと行動様式が改革の方向をみたこの年に、リベリズムとトレード・ユニオンズから労働党が解放されたとする説は一応正しいと認められてもい

いであろう。このことは他方、労働党構内における *Parliamentary Labour Party* (議会労働党) の自律化、そのリーダーシップの優越が構造的に保障された点からも認めて差支えないであろう。ただし以下の本文で説明するように労働党のいわば前史として一九〇〇年から一九一八年までを捉えると、この前史において一九一八年後の労働党の行動様式とリーダーシップの在り方は両者に大きく規制されている。したがってリベラリズムとトレッド・ユニオンズからの労働党の解放といつてもあくまで原理上もしくわ括弧づきのそれであり、両者からの完全独立の意味では決してないことはもちろんである。労働党の前史が一九一八年後の労働党にどのような内在的制約を及ぼしたかを労働組合運動と自由党という観点から、主としてその行動様式ないしイデオロギーの遺産継受という点から論じたのが第一章であるが、その意味でこの一章は一九一八年後の労働党の発展史におけるリーダーシップの形成という点からの予備的考察といつた領域を出るものではない。したがって(再編後の)労働党の行動様式においても、イデオロギーにおいても自由主義と労働組合主義の影響は否定しえない事実である。一九一八年の組織改革ならびに *Labour and the New Social Order* によつて代表される政策綱領が労働党をこれまでの労働階級政党から国民政党へと脱皮せしめ、さらにナショナル・リーダーシップの確立の起点となつたとする説明については H. Tracey (ed), *The British Labour Party* (Vol. I, 1948, pp. 121-127. 一九一八年の新憲章によつて議会労働党の形式的ならびに実質的地位がどう変つたかという点については R. T. McKenzie, op. cit., pp. 405-409, 475-481. なおくわしくは第一章四節参照。

(2) 労働階級全体の運動系列からいつて労働組合がその産業面を代表し労働党が政治面を担当するといつた機能配分は今日においても基本的には変つていない。E. L. Wigham, *Trade Unions*, 1956, pp. 182-183. したがつて当然に労働組合と労働党との関係ということ自体重要な研究テーマを構成するであろう。本稿では直接に両者の密接な機構上、政策上の関係をテーマとするものではないが、圧力団体としての労働党の発達は労働階級の利害関係を政治的に代弁するということを意味するから、一九一八年までの労働党はそれぞれの時点で多少のニューアンスはあるにしても全体として労働組合運動の政治翼であつたといつてできる。ならびに J. H. Reid, *The Origins of the British Labour Party*, 1955. の序言において著者は、労働党が一九一八年以前において全く改革の党 (a party of social reform) でしかなかつたのは、労働者の諸要求を実現するために発足した点から当然であつたと述べているが、一九一八年以前の労働党をこのように捉えることはかなり一般化した分析であるから、殊更にここでの詳説を要しないであろう。また一九一〇年当時の新聞、市民に労働党をリベラリズムのレフト・ウィングとしてみる傾向があり、自由党政治家は、労働党がくり返しくり返し既成政党から独立した政党であるとする主張を無視しようとしたことについては同じく Reid,

op. cit. p. 130. 又 G. D. H. Cole, *British Working Class Politics, 1832-1914*. 1941. p. 235.

(3) Die "Gesellschaft", Jahrg. 7, (1), 1930. SS. 509-510.

(4) 「一九〇八年から一九一三年に亘つて労働党が自由党と政治上の修交同盟を締結したことに對する非難は事実無根ではなかつた。当時労働党を組織せる二十九名の議員中、大多数は自由党の投票の援助によつて選挙せられたのである。労働階級が、自由主義から分立したのは長い間の苦痛なる過程であつた。」M. Beer, *A. History of British Socialism*, Vol. 2, p. 379. また労働組合主義との関係では次のようにいつてゐる。「労働党は一九一八年のはじめにいたるまでもつともよく組織せられたる資金労働者の団体とミドル・クラスの社会主義者を少しく加えて出来上つていたのである。党の会合又は協議会において社会主義は何の役目も演じなかつた。……實際労働党の大会は第二次にして少しも改訂せられざる労働組合会議に外ならなかつた。棉糸と石炭とが兩者を支配した。労働党の憲法は労働組合会議の年次大会から毎年移譲せられる綱領以外にはほとんど出でざる綱領を有する独立の議會代表を組織することに限られていた。即ち労働党は労働組合会議の議會委員会の延長にすぎなかつた。」M. Beer, op. cit. p. 395. このリベラリズムとトレード・ユニオニズムの故に初期労働党の圧力団体的行動様式は避けえなかつた。一般に弱小政党にあつて政府、国家権力への圧力行使は当該政党のリーダーシップの不可避的構成部分でありその意味で初期労働党に限定されえない行動様式ではある。コールが一九一四年までの労働党は社会主義政党ではなくして、圧力をかけてやれば労働党の諸要求の分割払いを實行するものと自由党を当てるに於ける労働組合および社会改良の政党であつたと述べてゐるのもこの点に關係する。G. D.H. Cole, op. cit., p. 235.

一 節 労働運動と労働党

一九〇〇年に労働代表委員会として出発した労働党は労働組合と社会主義諸団体の連合⁽⁵⁾という組織形式で出発したが、この構造の上からも、また労働党樹立に最もあつた独立労働党の指導者、K・ハーデイの新政党形成の努力の方向がイデオロギー上の統一よりはむしろ労働階級の組織的統一の実現にあつた点からも、特定の世界観ないしイデオロギーに立脚する世界観政党として誕生したものでないことはいうまでもない。このイデオロギー的理論的統一の欠如は労働階級の組織的運動とその政治的組織化とを必ずしも排除するものではなかつた。すなわち、十

九世紀間を通じての漸進的な議会議改革、参政権拡大の民主化運動、およびその政治的伝統化、ならびに自由党による諸々の改良政策の実施はすでに早く労働階級に議会主義的手段による改革へのオプティミズムを産み出しており、その限りに於いて十九世紀後半以来、労働階級運動には支配階級のナチュラール・リーダーシップへの期待と承認が伝統的に育まれていたから、労働組合には立憲主義的思考および政治的行動様式が根深く培養されかつ滲透していた。

しかし八〇年代の不況を背景に労働者階級の著しい組織化の進展、社会主義運動の再燃がみられ、かかる状況を反映して、一八八〇年、一八九〇年代には、フェビアン協会 (Fabian Society)、独立労働党 (Independent Labour Party)、社会民主連盟 (Social Democratic Federation) 等、後の労働党を構成する各団体の相つゞ誕生をみた。なかんずく自由党への滲透政策 (permeation) と「ガスと水道」の社会主義への経験的漸進主義 (gradualism) を基本的特質とするフェビアニズムと、独立労働党およびそのリーダーである K・ハーディの精力的な政治行動力とは労働党樹立に広汎な指導性を果したが、この両者がこのような労働組合運動と合流することによつてここに労働党運動の第一歩が踏み出されることになつた。⁽⁷⁾ 労働運動を基盤とするイギリス的社会主義フェビアン・ソーシアリズムの社会運動の核心の誕生後、労働党はどのように組織化を進めて行かねばならなかつたのであろうか。

政治の世界へ向つての労働階級総体としての登場、そこに基点の形成をみたリベリズムとトーリーズムからの組織的独立、この第一歩を踏み切つての新党結成ではあつたが、組織上の連合形式という点での共通の一致はあつても政策上の諸原理、諸内容は明確な定式化を欠如した姿で、労働階級の利益を政治的に代弁する代表者を議会に送ることを当面の組織目標として労働党は発足したのである。労働組合運動をより広汎にこの新しい政治組織に急速に結集させる一大契機となつたのは一年後のタフ・ヴェール判決であつた。⁽⁸⁾ その反動は強力な大衆運動を生み、逆に労働党の

組織強化を促進して労働代表委員会の加盟黨員を大幅に増加させる結果をもたらした。この政治的事件によつて、かように法律をもつて労働階級と労働組合運動とに干渉せんとする政府の企図を打破する最善の方策は議會に労働階級の代表者を選出して議會内に強力な地位を労働階級の代表議員が占めることであり、それには既成政党とは独立の議會政党が不可欠の条件であるという認識は広く労働者階級に拡がった。ところで労働組合運動と社会主義諸団体との一種の寄合世帯、連合体といふこの組織態様に副つて、またこの組織形式に立脚して労働党が発足したのは、一九〇〇年当時の政治状況、つまり労働組合会議 (Trade Union Congress) に組織化されている労働組合の支持なしには旧政党とは独立の政党をつくりえなかつたといふこと、さらに労働組合主義と自由主義的改良主義とに長く親しんだ労働組合に対して労働代表委員会を上廻る何らかの社会主義団体に加入するよう、また、L・R・Cをイデオロギー的にこえる明確な社会主義組織として出発するよう呼びかけることはどの社会主義団体にも不可能であつたこと、それゆえにかかる労働組合を組織的基盤として新党樹立を構想しかつ実現する限り、労働組合との政治的組織化の方法での妥協、労働組合主義への順応はさけられなかつたこと、などから不可避であつたといふことができよう。

このような状況下で発足した労働党は労働組合をリベラリズムへの伝統的忠誠から總体として一応切斷したものの、逆に労働組合の党内での地位、比重、發言権は強く、そのため発足した新政党の勢力と威信の強化發展は著しく労働階級の政治的前進と階級的自覚とに依拠せざるをえないことになるであらう。かくして、労働組合運動への組織的依存を二大政党支配下の議會進出への不可欠の条件にして、しかも労働組合主義の優位の故に政策の原理的明確化が一方的に許容されず、漸進と經驗主義の伝統を保持してゆかねばならないといつた状況の下では、労働党の政治的行動様式としての議會主義は一層伝統化せざるをえない。したがつてまた伝統的議會主義への順応とその枠内での立

憲的行動様式とは、政党組織の底辺からの要請であるに止まらず、他方かかる背景と条件への適応の不可避性の故に、そしてまたリーダーシップ・グループのフェビアン主義的社会的発想と議会民主主義的体制観の故に組織の頂点での要請や期待でもあり得から、労働階級の体制編入のための潜在的諸契機を労働党の組織内部にもたらす事にならざるをえない。と同時にそれは小政党としての労働党の基本的性格を当面、労働階級、労働組合の政治的道具化することから保守党および自由党の伝統的二党制が支配する議会と政府への労働党の圧力団体化を不可避ならしめることになつたのである。このように議会主義レジームの枠内においての積極的政治活動を重視した独立労働党の方針も、イギリスの憲法上の諸慣行を重要視したフェビアン協会の諸政策も、イギリス労働運動の議会といわれる労働組合会議の一般的支配的観念と基本的に一致したから、ここに体制改革における漸進主義的政治的伝統と、新たに労働組合を組織の基盤として政治過程に登場した労働党のフェビアンの漸進主義とが密接に結合される礎石が布かれることになつた。すなわち、十九世紀以降のイギリス体制の漸進主義は、さまざまのルートと方法を通じて、労働党全体の漸進主義に波及し、ないしはそれを規定し、——またそれは労働党の漸進主義を可能にした基本条件であるが——そしてこの体制の漸進主義を労働党の漸進主義へと政治的組織的に媒介する役割を果たしたのが独立労働党と労働組合会議であり、それをイデオロギー的政策的に正当化し、理論的に弁証したのがイギリス社会主義の理論的哲學的基礎としてのフェビアニズムであつたといえよう。

以上のような労働党の政治路線、つまり一面では労働党を組織中心とする労働運動の上述のごとき政治的結集過程の故に、また他面、そこに発生せる圧力団体的性格と行動様式の暫定的不可避性を内包しつつ労働組合への組織的、財政的依拠の故に、労働党の政党としての發展強化は労働運動全体の發展に左右されざるをえない。労働党の成長に

労働運動が果たした役割はどのようなものであつたらうか。その後、政党としての労働党の独自の発展がみられても労働党が今日も労働組合の政治機関としての本質的性格を保持している限り、労働運動にも若干触れないわけにはゆかないであらう。ここでは両者のごく原則的な諸関係を本論での分析に必要な限りにおいて理論的要約程度に触れておきたい。

十九世紀の後半期を通じてレッセ・フェールの社会哲学は中産階級はもちろん、ひろく労働組合運動の指導者層の多くに自明の信条体系として広汎に受容され、かつ労働者層上層においても改良主義イデオロギーの滲透が著しかった。したがつて労働党の前身—労働代表委員会の設立前後においても労働運動内部には自由主義的改良主義的労働組合主義者の勢力はきわめて強く、穩健なる社会主義者たるK・ハーディをして、一九〇三年、ウエストミンスターのカックストン・ホールでの会議において「もし労働組合主義者の古い一味が労働代表委員会の多数勢力となるならば、社会主義組織の形成を目的として存在していた独立労働党は当初の地位に逆転することにならう……」と述べさせ、一時は労働代表委員会からの脱退を考慮せしめたほどであつたといわれる。当時ヨーロッパ大陸でも社会主義運動の内部に改良主義的傾向が抬頭し、初期の社会主義運動の急進的革命的革命の後退もしくは喪失がきざしはじめていたが、労働党が労働代表委員会として樹立されたのもそれと同じ時期においてであつた。労働党は労働組合に組織上財政上の基礎を置かねばならなかつたから、労働組合による政策上、政治行動の上でのさまざまの制約とコントロールを甘受しなければならず、労働組合運動についていえば、当時の多数の労働組合の指導者には、リベリズムの進歩政策への期待とその実績の効果としての自由主義的改良主義的精神風土 (climate of thought) が根強く、あまつさえ支配階級の一派——自由党のリベラル・レーバリズム——の政治的指導への期待ないし受容が厳存するといつた状

況であつた。フェビアン協会の指導者達は労働運動におけるかかる意識傾向や行動様式を一層新しい精緻な形態で理論化する事によつて正統化し、また独立労働党はより一層広汎な労働運動にこの価値態度を拡大するという機能をも果したのである。⁽¹⁴⁾ かかる労働組合主義が新政党の中核を構成するものであつた以上、労働党は労働階級の諸要求の議会への反映、したがつて伝統的な労働階級の圧力団体的行動方式の枠内に止まらねばならず、そのため体制の諸問題に對する建設的社會主義的計画と構想との欠如も不可避でなければならなかつた。いずれにしても支配階級の譲歩に期待し、その譲歩を労働党を先頭とする圧力をもつて獲得しようとする労働運動の圧力団体的態度や政策と、單なる労働組合の諸要求とは次元を異にする社會主義的目標ないしその政治的經濟的建設策の欠如との矛盾は、おそかれ早かれ労働党の發展につれて解決されなければならない課題であつた。ともかく、労働党は、樹立の初期から議會に労働組合の諸要求を最も効果的にブレスするための一つの道具であらうとしたし、他方、労働組合運動内部の少数社會主義的諸団体も組合の要求と期待に十分適應しながら組合の諸目的の達成のためには議會主義的政治諸活動がいかに有効かつ必要であるかを説得し、宣伝することによつて組合を熱心に議會的政治行動とフェビアンの社會主義に引き入れようと努力した。しかし労働党はその出発の時点から第一次大戦の前後まで労働組合主義の政治部門、單なる議會的道具をこええないという基本構造から、その活動領域は労働組合の当面する諸問題の處理に制限され、その積極的行動も、労働条件、社會保障、関稅改革問題、選挙權改革等に限定されなければならなかつた。

労働党内における組合主義と社會主義との二元主義は今日も継続し、党内にしばしば紛争の原因をもたらしはいるが、労働党の関心對象がこのようにして經濟上産業上の諸問題に限定されて社會主義的改革がまだ時代の争点となりえない時期にあつては、政治的組織としての労働党と、労働組合組織との間の勢力關係はどうしても労働組合の

指導性と勢力とに有利に展開され、しかもなお政治組織としての労働党の指導力を吸収される事なく労働階級の政治的組織的統一と発展を実現することがミニマムの労働党の課題でなければならなかつたのである。そのため伝統的二党制の優位の下で「陛下の政府」を引きうける予想も見透しもなく、またそのような政治状況の緊迫性も存在せず、しかも労働階級への自由主義的改良と譲歩策とが次々に自由党政府によつて行われている限り、⁽¹⁵⁾ 圧力団体的労働党の自己脱皮は困難であつたし、労働党は議会主義と二党制の論理への従順なる順応という点からも、⁽¹⁶⁾ 伝統的二党制によつて注意深く処理されなければならない圧力利益団体でしかないということにもなるであらう。

さて、K・ハーディ等はトレード・ユニオズムの指導者達を既成政党から独立の政治組織の結成と政治行動に導くことに成功したものの、余組合を既成政党のリーダーシップから完全に独立した基礎に立つて政治の世界に引き入れたわけではなく、事実坑夫その他若干の大労組は後年まで労働代表委員会に加盟しなかつた。労働代表委員会をして急速にその力と存在理由を獲得せしめた外的事情は前にも触れたタフ・ヴェール判決であつたが、労働代表委員会を形成した指導者はその労働党の前進のための機会を素早く捉えた。この点についてG・D・H・コールは次のごとくいつている。「タフ・ヴェール判決が労働党をつくつた。K・ハーディ等が労働代表委員会をつくつていなかつたら、タフ・ヴェール判決後の労働運動の発展は全くちがつた転換を行つたかも知れない」と。労働代表委員会発足時、その加盟員は三七万六千人を数えるに止まつたが、この判決後の一九〇二年から三年にかけて加盟員は一躍八六万一千人を数えるに至つた。こうしてタフ・ヴェール判決とならんでその年に勃発した経済恐慌とは、それまで一部の組合と指導者を除き労働組合内にさしたる影響をもたらさなかつた労働代表委員会への労働組合の関心を著しく刺戟した。当初から労働組合は労働代表委員会の中で有力な地位を占め、その当初の規約によると、十二名の執行委員中、過半

数の七名は労働組合から、社会民主連盟と独立労働党から二名づつ、残りの一名はフェビアン協会から選出されることになつていたが、一九〇三年のニューカッスルでの第三回年次大会で決定された労働代表委員会の改正規約は、社会主義的政治勢力に対する労働組合の地位を一層強化した。すなわち、労働代表委員会の執行委員会は十三名に増加され、九名は加盟労働組合、一名は労働評議会、二名は独立労働党、一名はフェビアン協会をそれぞれ代表する構成組織をとつたのである。労働党の旧政党からの独立を企図し、労働代表委員会の政策と規約を改革したこのニューカッスル大会の翌年、労働組合会議の大会で労働代表委員会とその母胎である労働組合会議との組織的關係および労働代表委員会の地位と政策に関する決議が提出されたが、それによるとL・R・Cは独立の「外アウトサイド部グループ組織」であり、それに対して労働組合会議それ自体は何らの権威も統制権もないことが定式化され、その後労働代表委員会と労働組合会議の相互の独立が認められた。⁽¹⁸⁾

タフ・ヴェール判決で否認された労働階級組織の基本的諸権利を回復せんことを求むるキヤムペンで、労働運動は漸くその巨大な組織勢力を労働代表委員会の背後に結集して行つたが、すでに失業と、トレード・ユニオンズムの基礎自体への脅威とに対して積極的に運動を展開していた労働階級運動に一層の刺戟をもたらしたものに第一次ロシヤ革命をあげることが出来る。かかる労働運動の活潑化のなかで一九〇六年総選挙が実施され、それは自由党の大勝に終つたものの、労働党も組織としての著しい前進を示しその下院への代表者を従来従の四名から一躍二十九名に増大したのであつた。加えて自由党候補として議席を占めた二十五名の労働組合出身の候補者が選出されたのである。(内十三名は坑夫組合代表であつた。)

自由貿易、社会改良、労働組合の権利等を争点として争われたこの総選挙での自由党の大勝、そして自由党との協力によるにせよ労働代表議員の増加と、この勢力、威信の増大を背景に最初に自由党から獲得した注目すべき讓歩

の結果たる「労働組合および労働争議法 (Trade Union and Trade Dispute Act)」とは、労働党に対する信頼を著しく高め、一九〇七年、党員数は一〇〇万を超えるに至った。二十九名の当選者を出した一九〇六年のまだ誕生間もない労働党のこの成功は、労働組合を労働代表委員会の方へ注目させるのに効果あつたタフ・ヴェール判決後の労働組合の政治活動の強化を証明し、併せて既成政党からの実質的独立化の方向を示す一つの指標となるものであり、また同時に労働階級と労働党の重要な政治的前進を物語るものではあるが、この現象が労働党にとつて真に何を意味するかということをやより一層深く理解するためには、組織としての成功という以外にかかる結果を産み出すのに役立つ要因も加えて指摘されねばならないであろう。

なるほどその労働争議法は労働党の自由党への選挙上の圧力によつてかちとられたものであるし、また労働党は自らの政治的圧力の成功という宣伝価値と名誉とをかちとつたものではある。だがこの労働争議法にしても当時の変化しつゝあつた社会的経済的状况、すなわち、物価騰貴、貧困と失業増加、労働者組織の戦闘的精神の昂揚等のため、しかも他方関税、自由貿易かを廻る保守陣営内の分裂が長年のトリー支配と保守党政府の交替を予示しつゝあつた状況下で、労働党を通じて労働者階級への譲歩が可能であるしまた必要と認められて採択されたもので自由党政府の賢明なりアリズムにも由る所が多い。さらにこの労働階級の圧力に直面しての戦術的後退に基く自由党の諸政策と賢明な譲歩策、ないし労働党との選挙協定を以つてすれば労働運動の激化は回避されうるし、それが可能となれば権力は労働党を従属的同盟軍とする既成政党の手中に委らず保持されるであろうという自由党の根本信念は、既成政党からの「独立」宣言を行つた労働党をして休制維持と擁護を目的とする自由党的改良政策への同化を可能にする外的条件でもあつたことに注目したい。一九〇六年の選挙での労働党の勝利を一著者は次の如く評している。「それは二重

の性格をもつ。一面ではそれは支配階級の一翼による、労働階級の独立の諸勢力を方向転換し、コントロールせんする先見の明ある政策部分であつた。他面、これらの諸勢力は現実に存在して成長をとげつつあり、そして勝利の券匱氣に浸つたが、自由党から彼らが諸譲歩を引出したということもまた本当だつた。これら諸勢力は、市民的諸権利に加えられるタフ・ヴェール型の脅威から労働組合を解放する法案を承認することによつて、氣乗りうすい自由党の政治指導を促して、自由党の約束を自ら尊重せしめることができた。……特権の稜堡が人民の前進の前に沈みつつあつたかに思われる政治的昂揚のこの時期に非常に重要な事実は、労働党の出現が自由党の地すべり同様ほんやりと大きく現れたことであつた。そして大部の注意をひきつけた労働党の特徴は、労働党が社会主義政党であると思われた、ということであつた⁽²⁰⁾。

ところでタフ・ヴェールの判決はくつがえされたものの労働者階級の状態は改善されるどころか悪化の一途を辿つていた。議会的政治行動への失望と幻滅は、失業問題を契機として、ストライキの頻発となつて現れた。一九〇六年から同九年にかけての自由党の社会改良的諸立法の促進は労働運動がもとより望むところのものではあつたが、労働運動の非政治化、「不毛化」策とよばれに自由党政府のこうした措置は、逆に労働党的議会議主義的「政治」への不信をも高めることとなつた。⁽²¹⁾ それまで改革のペースについて労働運動と自由党との間に差異はあつたが全体としての方角に關する差はなかつたのであるが、一九〇九年後、自由党的社会立法は原則問題に關し全労働運動を分裂させるコースをたどつた。すなわち、労働運動は労働者階級の生活状態改善と福祉のため、積極的國家活動を要求するまでに漸次、労働党を中心として統一され漸進的に労働党の組織強化は進められてきた。しかしながら議会議労働党の活動が議会議主義的なりベラリズムとなら異質的なものでなかつたことは、労働者の実質賃銀低下を現実的基盤として、労働

組合をしてやがて非議会的な、時には反議会的な運動形態に導く危険をはらんでいた。こうした情勢のうちに一九〇九年、労働組合に対する今一つの法的脅威と攻撃が加えられた。それは組合の政治活動の中から直接に生じたのであるがオスボーン判決がそれである。オスボーン判決は明らかにその法的根拠がどうあると、議会的意味での労働組合の政治活動のみならず、組合連合体をも非合法とみなす裁定によつて労働党の存在そのものを脅威することとなつたのである。⁽²²⁾ たしかにこれによつて社会主義と労働組合との連合構成が解体するという事態は生じなかつたにせよ、マクドナルド等、党首惱部の機会主義的妥協的政策追求は議会労働党への不満と失^{ラストラレション}意を一層激化させた。オスボーン判決は労働階級の活動を政治領域からふたたび産業行動へと転換せしめるのにあづかつて力あつた有力な原因であり、第一次大戦に先立つ数年、全国に拡大した産業斗争の著しい頻発の原因でもあつた。⁽²³⁾

一九〇〇年から一九一〇年にかけての時期は自由主義的社会改良の時期であると同時に議会における労働党の地固めの時期でもあつたが、一九一〇年以後、下院の労働党に対する態度は硬化し、議会労働党は前の二会期での優遇とは打つて變つて無視されることとなり、それと並行して議会外の大衆運動や労働運動が議会内の党活動よりも一層重要な政治の要素となつた。⁽²⁴⁾ すなわち一九一〇年から一四年にかけては労働不安の時期が相次ぎ、労働不安はその表現を労働組合主義と全国的ストライキの急速な發展に見出したのである。かくて労働党をてことしての労働組合の政治への組織的進出の時期に、労働階級の一大攻勢の時期がとつて代ることになる。しかし労働組合および社会改良の党としての労働党の政治指導は、その組織構成における労働組合の優位と圧力団体的性格の故に、統一的政治指導を発揮する主体的条件と客観的政治状況を共に欠如し、労働組合と独立労働党とにそれぞれ分有されなければならないという段階に止められた。この独立労働党指導下の労働党への不満と議会活動への幻滅は、闘争的な労働組合の指導下

に大衆的性格をもつ組合運動の前進として現象する。こうして労働者の多数が、革命的サンシカリズムの運動方向に押し流され、しかも労働党としてのリーダーシップにも期待できない政治状況の下では、労働党は自由党によつて、変革的勢力としてどころかむしろ労働運動激化に対する安全弁とみなされたのである。

労働党の政治的成長は、以上に概観したような労働組合運動の動きを背景にしていかなる方向と形態において押し進められなければならなかつたのであろうか。またかかる状況と変動を背景にして政治指導の形成という課題をどのように模索していつたのであろうか。ついでわれわれは問題をこの点に移し、労働党を一九一八年までの政治的過程の中へ置き換えて考察することにした。

(5) この組織構造の実態とかかる組織形態をとらなければならなかつた背景および原因については第四節参照。

(6) 「政治上のデモクラシーが経済的領域で作用することの遅い原因は次の三つに帰せられねばならぬ。第一、全然道徳的な惰性により大衆が社会的・経済的身分の高下や貧富の差別を伝統的に承認していること、第二、政治的指導力は上流階級のものだとする見解、下院が常に裕福な自由党員及び保守党員より成つていたこと並びに政府が新興富豪中の少数の新人と貴族の集団から構成されてきたこと之れである。」(傍点筆者)

J. A. Hobson, *Democracy and a Changing Civilisation*, 1934. 邦訳「民主政治と文化の変遷」三〇頁。

(7) たとえばフランシス・ウイリアムズは労働党結成にあずかつて力あつた四つの運動として十九世紀末の新労働組合運動、社会民主連合、独立労働党、フェビアン協会をあげ、労働党の発足は新労働組合運動の経済闘争、独立労働党の道義的・政治的理想主義、フェビアン協会の知性的な明敏と自信、この三者が十九世紀の最後に合流した結果であるという。

F. Williams, *Fifty Years March 1949*. 邦訳「五十年の前進」上巻、四四頁および一八一頁。たしかに、労働組合と社会主義との結合形態としての労働党、そこに見出されるイギリス特有の社会主義運動の発展においてはこれらのどの団体も不可欠な構成要素ではあつたが、コールも主張することく、イギリス資本主義の下での階級構造、それを背景とする労働階級の政治運動の特色、それらが産み出した労働党独特の構造がここでの問題でなければならぬであろう。G. D. H. Cole, *op. cit.* pp. 9-10. この労働

- 働党特有の構造という観点から労働組合運動、独立労働党、フェビアン協会が正当に位置づけられなくてはならないであろうが、くわしくは第四節参照。
- (18) タフ・ヴェール判決については類書にみられるがさしあたつて H. Collins, *Trads Union's Today*, 1955. 邦訳「現代労働組合論」七七一―二一頁参照。またそれが労働組合運動と労働党の発展に及ぼした影響については A. Hutt, S. Webb, G. D. H. Cole などの労働組合運動史に詳しい。
- (9) H. Pelling, *The Origin of the Labour Party*, 1955, p. 227.
- (10) Eric. L. Wigham, *op. cit.* p. 182.
- (11) H. Collins, 前掲書、一〇四頁。
- (12) A. Sturmthal, *The Tragedy of European Labour*, 1943, p. 18. 「この党は労働組合によつて作られ、労働組合によつて支配され、そして始めから、労働者の諸要求を最も有効に議会において主張するための道具であると考えられていた。運動内における社会主義団体は、労働組合の満足を賈うことに熱中し、さらに議会的諸活動が労働組合の諸目的の表現のために有効のたと指摘して労働組合を政治的行動や社会主義にひきつけようと熱中していた小さな小党派にすぎなかつた。このように労働組合主義が、この党の中核を形成していたのである」。邦訳「ヨーロッパ労働運動の悲劇」一二〇頁。
- (13) このリベラル・レーバリズム (Liberal Labourism) の労働党へのイムパクト、ないし労働党内の社会主義者のそれへの対処については M. Beer, *op. cit.* pp. 327-334.
- (14) A. L. Morton and G. Tate, *The British Labour Movement*, 1956, p. 216.
- (15) たとえば Trade Disputes Act (1906), Workmen's Compensation Act (1907), Old-Age Pension Act (1908), Miners' Eight Hours Act (1908), Trade Boards Act (1909), National Insurance Act (1911), Coal Mines Act (1912), Parliament Act (1912), Trade Union Act (1913), 等。M. Beer, *op. cit.*, p. 377.
- (16) B. E. Carter, *The Office of Prime Minister*, 1956, p. 157.
- (17) G. D. H. Cole, *A Short History of British Working-class Movement 1789-1947*, 1949, p. 291.
- (18) G. D. H. Cole, *Ibid.* pp. 299-300. A. L. Morton & G. Tate, *op. cit.*, pp. 220-222. なおくわしくは第四節参照。
- (19) A. L. Morton G. Tate, *op. cit.*, p. 223.

- (20) *Ibid.*, p. 224.
(21) A. Hutt, *British Trade Unionism, 1952*. 邦訳「イギリス労働運動史」六四頁。
(22) G. D. H. Cole, *A Short History*, p. 311.
(23) *Ibid.*, pp. 315-316.
(24) M. Beer, *op. cit.*, p. 366.

二 節 自由党と労働党

M・デュヴェルジェはその政党論において政党の起源についての二つの型を説明しているが、イギリスのごとく組織化された自由党、保守党による典型的デュアリズムが存在しているところでは、またかかる二党制が体制の安定と統合との機能を果しているところでは、第三党としての労働党の組織化と成長とは議会外的起源、すなわち、伝統的二党制に基づく体制運営の枠内においてすでに強固な地位と勢力を占めるにいたつた労働運動の強力な支持と合意、換言すれば議会外的グルーピングを基盤とする下からの組織形成という方向をとらなければならなかつた。前にも述べたごとく労働組合を基礎とする労働党樹立には独立労働党およびフェビアン協会の重要な役割を否定しえないにしても、なお新党樹立の「決定的要素は労働組合の活動であり、その結果は労働党が固く労働組合に依存しつづける」ことになるといふことができよう。⁽²⁵⁾

いわば労働党がもとも多数の大衆黨員制に基礎をおき、諸加盟団体によつて選出された代議員から構成される年次大会に形式的にせよ政策形成権を附与する議会外組織として誕生したのに対し、——かかる事情はまた初期労働党の压力団体的性格の機構的構造的条件下でもあつたことはもちろんである——保守党および自由党は上からの組織化に

照応して本質的に、政策形成権を政党党首に与える議会政党であつたのである。⁽²⁷⁾したがつて議会労働党は、議会外大衆組織がすでに決定し定式化した政策を議会内において立法化することにつくしその現実化を促進する圧力団体的性格を帯びざるをえないのは必至である。つまり労働党の圧力団体化と圧力団体的行動枠組は、伝統的二党制が強力な地位と機能を占めている限り、換言すると労働党が二大政党の有力な一翼に転進することがない限り、二大政党制にもとづく議会主義的政治体制の不可避的帰結であり、またその制約によるものであつた。「戦時中におけるリベラリズムの解体とともに、そしてまた戦争といふ条件による労働組合員の著しい増加とともに、労働党はすべての議会選挙区に独自の組織をもつ国家的規模の政党を構成しえた」⁽²⁸⁾にしても労働党がリベラリズムから組織的政治的に独立し二党制の一翼へ進出するにはなおいくつかの困難と障害を越えなければならない。自由党の左翼^{レフトウィング}労働組合政党、社会改良の政党としてしばしば労働党が性格を規定づけられたり、またそのように表象されたりする背後には直接的目標として「集団主義に向つての漸進的進歩といふフェビアン流の考え方を採用した」⁽²⁹⁾のに止まり、社会主義政党としての理論的政策の基礎をもたなかつたというよりもちえなかつたという労働党の内部事情があつたし、他面、行動様式として労働組合の諸要求の分割^{インストラクメンツ}、払いを議会政治に期待し、それを実効あらしめるため主として自由党に圧力をかけてその期待の現実化をはかる程度の行動枠組しかもちえなかつたという状況があつてゐる。

リベラリズムが解体の危機に直面する一九一四年頃までの労働党の性格規定が右のごとくであり、そして第一次大戦中における自由主義の衰退が、早晩、労働党による伝統的二党制の再編、すなわち、労働党の「陛下の反対党(His Majesty Opposition)」への進出のための好機を提供したものとすれば、いかなる状況と課題の故に伝統的二党制が崩壊し、その解体と再編の進行過程において労働党はいかなる体制をもつていかにそれに対処し、どのようなリーダーシ

ップを行つたのであろうか。またその再編過程において労働党はリベラリズムの諸々の遺産をいかに自己に資本化^{キャピタライズ}し、その遺産継承を通じて労働党リーダーシップにいかなる内容的形式的修正と変更をもたらしたのであろうか。このような問題を以下に自由党の衰退と労働党の勢力拡大の同時的進行という政治状況の展開に照らしつつ自由党と労働党の相互関係にしぼつて若干検討しておこう。——くわしくは第五節参照——

労働党の勃興が、それ自体自由党の没落の運命を予示したものとすると、自由党に対する労働階級の伝統的忠誠を保持し、自由党への支持と同調とを、社会主義的改革措置の採用をもつてしても確保しかつ強化することが、自由党指導層の重要な政治的課題でなければならなかつたことはいうまでもないであろう⁽³⁰⁾。果して一九〇六年から一九一三年にかけての自由党の一連の改良政策は、多くの労働組合指導者をして、それらの改革が労働階級の要求と利益とに合致するものと判断させるのに一応成功することとはなつた。

もちろん、労働組合政党としての労働党組織に押されて立法化された改革も少なくはなかつたにしてもともかく労働者の多数はなお自由党への忠誠をとどめたのである。しかも、かかる措置のもたらす客観的效果として、議会労働党 (parliamentary labour party) はその独立性を稀薄化して労働階級内のサンジカリスト、革命的社会主義者の不信や批判を免がれなかつたものの、労働^{レイバー}自由主義者、社会改良主義者、民主主義者、温和な社会主義者等から構成される議会労働党としては、遂年 'The Statute Book' に改良措置を書き加えて行つた自由党政府に対しては賛成的態度をとるのも止むをえない事情であつた。しかしながら、一九〇三年における労働党の独立宣明、いわゆる労働党の 'New-castle programme'⁽³¹⁾ は、それが B・トーマスのごとく直ちに自由党の解体を不可避的にもたらす原因であるといふことができな⁽³²⁾にせよ、the third alternative⁽³³⁾ を前触れしたものではあつた。この改訂党則により労働党は全体

的に一九〇八年までは統一あるフロントを示したのであるが、一九〇九年以降、この党則は次のような理由から弱体化されることとなり、ひいては労働党の自由主義化に一役を担うこととなつたのである。第一には、英国の最大の組合の一つであり、五〇万を超える組合員をもつ坑夫連合 (Miners Federation) が労働党に加入し、加入と同時に小数が強力な自由労働組合員と十四人の自由労働下院議員とを労働党に引き入れることとなつた。この坑夫連合の自由党からの忠誠撤回、逆に労働党への忠誠変更が労働党を Lib-Labourism から組織的に引き離したという事実の反面、それと同時にこの Liberal Labourism の労働党内部への滲透は、労働党の自由主義化に一役を担つたのである。第二に自由党予算案と、下院対上院の紛争によつてもたらされた国内的危機の増大が、保守党との対抗上労働党をして自由党の支持に誘導し、自由党政府の批判を内在的に制限せしめたことである。社会改良と政治機構の民主化の闘争に捲きこまれていた自由党政府を攻撃し、それによつて労働党の独立性を維持するという態度は、労働党議員にとつてとりえないことであつた。ここにもミドル・クラスのリベリズムの進歩的役割と並行して労働党リーダーシップの形成にリベリズムの与えた作用力的一端が胚胎していたのである。最後にオスボーン判決が労働党の財政的根柢を脅威し、暫時労働党の活動を麻ひさせたことがあげられる。このように議會労働党が、ロイド・ジョージのリベリズムとの密接な協力において自らのコースを歩みつつある一方では、政治における改良主義が激しく批難され、この反議会議主義的感情の蔓延、立憲的行動に対する傳統的尊敬の一般的弱体化に伴なつて新しい行動哲学——労働組合主義を賃銀、その他の労働条件の防衛的武器としてのみでなく、資本主義との闘争における攻撃的武器として利用する考え方——が労働者の広い層に帰依感をもたらしつつあるかに見えた。サンシカリズム、産業組合主義、ギルド社会主義といった労働組合の直接行動方式による社会変革の考え方と議會外でのこの運動の拡がりの基底に横た

わる。起動ドライングアップ因フレイオースは、伝統的なトレード・ユニオニズムや漸進的議会議主義が、労働階級の社会的経済的地位の向上及びその生活水準と福祉にみるべき改善をもたらさないことに対する自然発生的反応としての大衆運動であり、そしてこのような政治における改良主義と、労働党の議会議主義的指導とにキャナライズされないエネルギーは、労働組合活動における議会議主義的「政治」の枠を破つて、攻撃的闘争的労働組合主義に性格を転じ、中央の改良主義的指導を疎外した非公認、自然発生的組合活動の激化が一般化するに至つたのである。⁽³⁵⁾ 以上のように一九一〇年から一九一四年にかけて大規模な産業組合主義に向つての労働組合の進展は、その間の経済的圧力の増大にも押されて、諸組合の連合と合同への力強い刺戟をもたらし、この間の労使紛争から新しいモデル組織の誕生をみる。⁽³⁶⁾ このようにして労働組合は後年の「国家の社会機構の不可欠の部分」としての基盤と權威と実力とを築きつゝあつたのである。この間の労働組合員大衆による組合組織の育成と強化、労働戦線の広汎な統一確保への努力、労働者階級の統一的組織的行動の重要性自覚と、それを追求する権利への固執は、三角同盟トリプルアライアンスに代表される強力な統一戦線をもたらしたが、こうした動きは組合員大衆の間に拡がつてきた新しい戦闘的技術、闘争哲学、サンシカリズムの諸觀念、それらに裏付けられた戦闘的な政治的傾向を背景に行われたものであつて、これら組合員大衆は労働党の改良的議会議主義的政治指導と、上述の如く自由主義化しつゝあつたマクドナルド派の党幹部への反感と不信をつのらせていつた。⁽³⁷⁾

上述の如く自由主義化しつゝあつたマクドナルド派の党幹部への反感と不信をつのらせていつた。すでにオスボーン判決は労働組合の一切の政治行動を非合法なりとし、それによつて同党の財政的基礎に打撃を加えることになつた。しかしロイド・ジョージ予算を廻る上院との紛争から生じた一九一〇年の二回の総選挙で、このようにハンディキャップをつけられながらもなお労働党は前回より若干増して、得票において全投票の約七%、(五〇万と三七万)議席数において四〇名しか占めえなかつたが、それでも自由党政府のいまや無視しえざる議会議勢力としての地位を占める

ことが可能となつたのである。⁽¹⁸⁾

以上に述べたように、労働党は、労働組合の要求をも政治的に実現し満足せしめるリーダーシップを欠如し、さらに、労働組合の諸要求とエネルギーとを自らの政策的內容に有機的に織込んだ国民的政策の持合せもなかつたから、一九一〇年から一九一四年にかけて自由党の「捕われ人」^{プリズナー³⁹}化せざるをえなかつたのである。加えて、労働党の主要な武器であつた労働の産業組織、労働組合が、議会内の小數集団、しかも自由党のプリズナーとしての議会労働党の政治指導の欠如を尻目に直接行動へと馳り立つて行つた状況下での労働党は、党としての名目的独立を維持しながら自由党政府の社会改良策の蔭にあつて、その政策を支持せざるをえない立場におかれた。この労働党の、強いられ止むをえざる機会主義(enforced opportunism)は、⁽⁴⁰⁾労働党をして自由党という楽隊の第三ヴァイオリンの役を受持たせることになつたが、それは一方では労働党の爾後の成長を内に制約し、他方では労働組合の斗争舞台を産業的領域に転換せしめつつ、労働党の議会主義政党化への培養基となつたのである。

自由党の没落はすでにグラッドストーンの末年に、アイルランド自治法案を廻る党内紛争に胚胎していた。一八八六年の当該法案は自由統一派(Liberal Unionist)のメンバーを保守党に提供する事となつたが、反面にアイルランド国民党の支持を自由党に確保せしめた。グラッドストーンのいくつかの社会改良政策は労働階級の状態を若干改善するの役に立つたものの労働党の勢力拡大は、「進歩」を代表し掲げる二つの政党が両立しえないことを予示する。⁽⁴²⁾一面では社会主義に対する防波堤として、他面、そこで労働党が議会主義体制下の権力行使を学んだ学校として役立つたりベラリズムは、中産階級の利益と労働階級の利益が衝突する時、同時に両方の利益を代表しえないという限界があつたし、まして労働階級が自身の政党を樹立し、その政党が着実な前進をつづけて、次第に広汎な部分の労働者層

の忠誠を獲得しつつある状況の進展を收拾しえない限り、衰落の日は遠くなかつた。社会主義と独立の新政党によるイギリス政治の支配を避けて自由党の支配を維持せんと試みたロイド・ジョーシの努力にも拘らず、リベラリズムは労働党の前進と、最後のには第一次世界大戦によつて衰退の運命を刻印されたのである。今や階級間の富と権力の再分配にあたり「懸命なブローカー」⁽⁴³⁾としての役割と機能を果し終えたりベラリズムは、富と権力の再分配がいかなる方法で実行さるべきかを「被治者の同意」、「多数支配」、「個の尊厳」等に立脚する二党制に基く議会議主義の民主的運営に依拠すべしとする遺産を労働党に継承させることによつて、その政治的生命の衰退を迎えねばならなかつた。イギリス議会議政の運営の一条件が穩健かつ中道的リーダーシップにあるとすると、そしてまた労働党における議会議主義なしいし党首のリーダーシップのレヴェルでの優越⁽⁴⁵⁾が労働党の議政化、したがつて議会議主義の論理への労働党の適応を完成したものとすれば、それは大きくリベラリズムの歴史的役割と貢献に帰せられるであらう。⁽⁴⁶⁾

二党制がイギリス議会議政治の通常形態であり、いずれは結局そこに復帰する正常態^{ノーマル・ステイ}であるにしても、第三党がこのノーマルな議政政治に攪乱的要素をもたらした時期がイギリス史上四度あつたが、第一次大戦期間における自由党と労働党との間における第二党^{二党}陛下の反対党の地位を廻つての争いはその最後に當る。一九一三年、労働党の圧力は自由党政府をして「Trade Union Act」を通過せしめ、かくて労働組合の政治行動に対する法律的障害が除去されて、労働運動の全勢力を統御する可能性は潜在的に労働党に開かれてはいた。だがしかし、前述の如く当時の労働党の政治指導は、このような可能性を現実化する政策と指導力を欠如し、またかかる政治指導の欠如がサンシカリストや産業組合主義者によつて唱導されたところの直接行動の觀念に教育された労働組合員の左翼からきびしく批判されて、議会議「政治」外に強力な労働組合の指導を確立せしめていつたのである。⁽⁴⁸⁾このように労働党が建設的創造的政治指導

を欠如して弱体な地位にあつたにせよ、もはや社会主義の前進はとどめえず、一九一四年から一八年にかけての戦争は、労働者のうちの多数の社会主義政党への要求と期待とを増大し、また指導的な労働組合員の多くも、労働党が広汎な労働階級運動の政治翼であるとの考えを再び広く受け容れるまでになつてきた。⁽⁴⁹⁾ スメリーの言葉をかきりと、労働党の勃興による旧来の政治的伝統の解体と、新しい政治諸勢力の漸進的強化⁽⁵⁰⁾とは必然的成行でなければならなかつた。すなわち表面上は自由党の大勝、自由貿易の勝利かに見えた一九〇六年の選挙結果も、底辺では社会、経済過程における新しい産業デモクラシーの前進を予報するものであつたし、したがつてまたおそかれ早かれ労働党が自由党の後継者になる命運を表現するものであつた。さらに一九一〇年の選挙における自由保守両党の勢力均衡⁽⁵¹⁾が、自由党の労働党に対する支持の要請を政権維持の不可欠の条件としたことも見落せないであらう。

かくして労働党の見えざる挑戦に絶えず直面しつつ、また労働階級組織の圧力を巧みに処理しつつ、第一次大戦まで自由党、保守党のデュアリズムがイギリスの政治舞台を支配したのであるが、戦時中の自由党の分裂と、労働組合および労働階級の忠誠が自由党から労働党、社会主義に漸次に移動したことは自由党の政治生命に決定的打撃を与へることになつた。⁽⁵²⁾ “急進主義と進歩”の政党という自由党の要求にとどめをさしつつ自らその後継者となり議会主義的政治指導のいわば幼年期、従弟時代を今や終えた労働党が社会主義政党としての組織的政策的転換を行わねばならなかつたのは第一次大戦下のイギリス政治状況の時代的、社会的要請となつた。政治のプリンシプルとしてのリベラリズムと、政治組織としての自由党は、その歴史的使命と役割を果して、ここに新しく勃興した労働党と保守党へとそれぞれ両極分解しなければならぬ。この転換点とイギリス政治の新時期を劃したのが労働党の組織改革と社会主義採用であつた。その精しい内容は第五節で論ずることとして次節では以上のような政治の動きからもたらされるべく

してもたらされた一九一八年の、労働党像の大略のデッサンとそこに至るコースとを簡単に画いておきたい。

(25) M. Duverger, *Political Parties*, 1954. pp. xxiv-xxxvii.

(26) *Ibid.*, xxx.

(27) G. D. H. Cole, *Studies in Class Structure*, 1955. pp. 139-140.

(28) G. D. H. Cole, *Politics*, p. 234.

(29) *Ibid.*, p. 235.

(30) M. Beer, *op. cit.*, p. 349.

(31) 一九〇三年の New Castle Programm が労働党組織の発展においてもつた意味と役割については第四節参照。

(32) Ivor B. Thomas, *The Party system in Great Britain*, 1953. pp. 42-43.

(33) T. Cole, *European Political Systems*, 1953. p. 519.

(34) M. Beer, *op. cit.*, pp. 339-340. G. D. H. Cole, *a Short History*, p. 302, pp. 339-340.

(35) G. D. H. Cole, *a Short History*, pp. 321-322.

(36) Flanders and Clegg, *The System of Industrial Relation in Great Britain*, 1954. pp. 21-22.

A. Hutt. 前掲邦訳七五—七七頁。

(37) A. Hutt. 前掲邦訳八九—九〇頁。A. L. Morton & G. Tate, *op. cit.*, p. 260.

(38) K. Hutchison, *The Decline and Fall of British Capitalism*, 1950. pp. 90-100. E. Thomas, *op. cit.*, p. 44.

(39) S. Bailey (ed.), *British Party System*, 1952. p. 61.

(40) K. Hutchison, *op. cit.*, p. 100. ハチソンは当時労働党がおかれたこのようなりーダーシップ行使の条件が疑いもなく労働党の発展を制約したことを認めている。

(41) Hammond and Foot, *Gladstone and Liberalism*, 1952. p. 203.

(42) (43) R. Lewis and A. Maude, *The English Middle Class*, 1949. pp. 61-64.

(44) R. Basset, *The Essentials of Parliamentary Democracy*, 1935. p. 85.

(45) R. T. Mckenzie, *op. cit.*, pp. 334-335.

- ⑨ K. B. Smellie, *The British Way of Life*, 1955, p. 147. 「社会主義者は自由主義者が発展させたものもろもろのテクニクを利用する」つまり労働党は自由党が作りあげてきたいろいろな政治指導上の技術と精神を遺産として継受したものであるが、自由主義が労働党全体のエトスと行動様式に及ぼした歴史的役割は正当に評価されねばならないであろう。
- ⑩ Lord Canning and D. N. Chester and others, *British Government Since 1918*, 1950, p. 19.
- ⑪ Flanders and Clegg, op. cit., p. 24. J. H. S. Reid, *The Origins of the British Labour Party*, 1955, pp. 176-185.
- ⑫ S. Webb, *History of Trade Unionism*. 邦訳第十一章参照。
- ⑬ K. B. Smellie, *A Hundred Years of English Government*, 2 ed, 1950, p. 126.
- ⑭ 自由党は二七五名、保守党は二七三名、労働党が四〇名、アイルランド国民党は八二名という勢力配置の結果、自由党にとつて労働党、アイルランド国民党の支持確保は欠かさないものであった。
- ⑮ S. Neuman (ed), *Modern Political Parties*, 1955, p. 36. C. L. Mowat, *Britain between the Wars*, 1955, p. 8.

三 節 労働党の組織改革と政策的独立

実質的には同一の政治的内容をもつ自由主義的改良主義と漸進的社會主義の二つの運動は、イギリスにあつては自由党と一九一八年後の労働党によつて代表させらるるであらう。自由主義的改革のコースが労働党によつて引き継がれる要因は、これまで述べたごとく、すでに第一次大戦前の政治過程に潜在していたが、そこから労働党が継承した改革の形態とコースとは、伝統化された自由主義のエトスに立脚した社会主義の漸進的実現という方向であつた。この目標を定式化した一九一八年の綱領は、従来の圧力団体的性格と行動様式から労働党を解放して、議会政治下の政權担当へ向かつての飛躍台を準備したものであり、労働党の社会主義政党化、国民党化の礎石を置いたものであつた。これまでの団体加入に加えて新しい個人黨員制の採用は中産階級の積極的分子が直接に労働党に加入する道を開いて組織構成上、労働党の国民党化の第一歩を可能ならしめ、それによつて労働党が単なる圧力団体または労働組合

議の議会委員会的なもの以上に發展する地均の機能を果したものである。⁽⁵⁵⁾一九一八年の規約の採用以來、労働党は敵、味方を問わず広く一般に社会主義政党として知られることになり、その規約はその後若干の修正を蒙つたが、今日もなお労働党の理論的政策的基礎をなしている。J・H・レードは、一九一八年後、かりに自由党が統一ある政治戦線を維持しつづけたにしても、自由党の諸原理ならびにその服従者^{フオロウアー}と労働党のそれらとを容易に區別しえたであろうと述べ、「英国政治の研究者にとつて、一九一八年の諸決定のうちで恐らく最重要な側面は、それらの諸決議が労働党の独立と、その綱領ならびに政策の特異性についての一切の疑惑を解決したことであつた」といつている。⁽⁵⁶⁾

一九一四年八月の第一次世界大戦勃発は自由党、労働党の運命を著しく変更することとなつた。当時議会議労働党の労働組合に対する政治指導と權威とは、前述のごとく直接行動主義者によつて切り崩されつあつたし、社会主義支持者の多数からは労働党の議会議活動が幻滅をもつて眺められ無能力と嘲笑されていた。また労働党自体も有効適切な政策とリーダーシップをもちえなかつた。こうしたなかで全労働運動は戦争への態度決定について分裂したが、それもやがて T・U・C と労働党による産業的政治的休戦と、R・マクドナルドの議会議労働党議長の辞職とによつて解決をみることとなつた。今一つ労働陣営を分裂に巻きこんだ問題に連立内閣への参加問題と徴兵法案とがあるが、全国執行委員会および労働党大会の多数意見で連立政府参加が決定され、後者には実際上の効果がなかつたにせよ党大会で反対決議がなされた。ともかく労働運動内部にも、議会議にも分裂と混乱がたえまなかつたが、ただ組織的政党としては単一の政党として存続した。そして同時にかかる政策的分裂にも拘らず、労働組合の代表者としての党の重要性と価値は産業上、政治上の理由からも大きく認められた。つまり政府首脳は労働組合の支持なしには戦争を勝利に導きえないことを理解していたのである。ロイド・ジョーシの戦時内閣入閣に關しても意見のほげしい対立があ

つたが、僅少の差で戦時内閣参加が決定された⁽⁵⁷⁾。労働陣営内でのこれらの争点をめぐる分裂と混乱はしばしば労働党の組織的基礎を脅やかすかに見えた。だが一度樹立されるや社会主義の信条と労働階級の利益との結合に基く党の統一と、産業、政治両面における労働階級運動の統一とは、維持さるべき重要な目標であつたし、また実質的に無傷のまま保持されたのである⁽⁵⁸⁾。しかしながら労働陣営内の不安と不満の潮流がなかつたわけでは決してなくそれらは、工場委員会運動 (Shop Stewards' Committee) 労働者委員会 (Workers' Committee) にキャナライズされるか、あるいはストライキの激波に現われていた⁽⁵⁹⁾。こうした大戦下という困難な事態にも拘らずいくつかの要素が戦時間の労働党の発展強化に貢献した。労働組合組織の異常な発展、生産者諸組織の全国的承認の必要、アスキスとロイド・ジョーシとの間における自由党の最終的分裂などを挙げることができよう。同時にロシヤ革命がイギリス全体、とりわけ労働運動全体に惹きおこした激動によつて一九一四年前にはいまだはるか手のとどかざる未来像として目されていた社会主義が、現実の直接的可能性として現われ、社会主義は永遠不可避という神話的性格を喪失した資本主義制度との関係で二者択一が可能であるとの感覚が、労働運動における積極的労働者の心に植えつけられることになつた⁽⁶⁰⁾。自由党の左翼、労働組合政党、圧力団体としての労働党、組織構成からみてルーズな連合体等々と性格づけられてきた労働党は、戦争期間の労働党、労働組合の産業的政治的前進に押されて、政策と組織の再編と強化に着手し、自由党の分裂でいち早くもたらされた「陛下の反対党」への地位に応わしい指導体制の整備に乗り出さねばならなかつた。

大戦間、労働党は三つの重要文書を作りあげた。(一) 戦争目的に関する覚書 (Memorandum on War Aims) (二) 労働と新社会秩序 (Labour and the New Social Order) (三) 新憲章 (New Constitution) がそれぞれ⁽⁶¹⁾。

新憲章によつて労働党は黨員の社会的基礎を拡大し、いまや労働党の憲章と綱領に賛成するすべての男女が自由に

労働党に加入する道を開くことになり、同時に「労働と新社会秩序」によつて労働党が政治的目標を社会主義の実現におく既成政党とは独自の社会主義政党なることを明確に定式化したのである。また新憲章によつて労働党はすべての選挙区に地方労働党组织をもつ一大政治組織への基礎をおいたのであるが、例えば、グリーニチにおいて、グリーニチ地方労働党が、労働組合、協同組合、およびその他の協会の代表者によつて作られたのは一九一八年八月である。この新組織は非常な速度で発展し、それが同地の自由党组织に与えた打撃は決定的であり二度と自由党の勢力回復を許さない程のものであつたといわれる。⁽⁶³⁾

この新憲章は R・T・マッケンジーの研究によると、結局は議会議労働党 (P・L・P) の地位強化をもたらすことになるが、一見議会議労働党をして議会議外組織の統制下に置かしめるかに見えたにも拘らず、議会議労働党に高度の自律性を組織的にもたらすこととなつたのである。⁽⁶³⁾ この組織的再編は、一面においては、労働党を一切の議会議選挙区に地方組織をもつ全国的国民的組織への一大転換をもたらし、同時に他方では国民的政党化への方向において労働党の議会議主義政党化に組織的基礎を与えるであろう。ところで組織の合理化、再編は、政策綱領の合理化、明確化を前提とするが、この政策内容を公式に宣明したのが「労働と新社会秩序」(Labour and the New Social Order) である。これまで明確な指導方針も綱領も有しなかつた労働党はこれによつて、労働党の最終的政治目標を明瞭に宣明し、社会主義の綱領化によつて決定的に自由党とは独立の政党たることを内外に示すことになつた。議会議主義的国民政党として新しい政策、綱領をもつてイギリス選挙民全体にアピールする⁽⁶⁴⁾ 組織的、政策的基礎が以上のようなコースをたどりつつここに実現されるにいたり、かくて労働党は政権担当への準備期を迎えることになるわけである。

以上をもつて一応の概観を終えたので、以下にはこの転回期前後の労働党を主として労働党の組織構造にしほ

り（四節）、さらにこれまでのいくつかの問題点を整理要約しつつ伝統的ニ党制との関連で若干くわしく検討したい（五節）。

論

- (53) P. Sweezy, *The Theory of the Development of Capitalism*. 1945. 邦訳「資本主義発展の理論」四七〇頁。
- (54) M. Cole, *Beatrice Webb*, 1945. 邦訳「一女性の真実の歩み」二〇九頁。
- (55) V. Brome, *A. Bevan-a Biography*, 1953. p. 39., M. Beer, *op. cit.*, p. 395.
- (56) J. H. Reid, *op. cit.*, p. 233. W. G. Hall, *The Labour Party*, 1946. p. 30.
- (57) この間の党内事情については、たとえばF・ウィリアムズの前掲邦訳書下巻十・十一章参照。
- (58) H. Pelling, *op. cit.*, p. 241.
- (59) J. H. Reid, *op. cit.*, pp. 219-220.
- (60) I. Jennings, *Queen's Government*, 1954. p. 64.
- (61) 「戦争目的に関する覚書」、「労働と新社会秩序」、「新憲章」等の内容、ならびにそれらが労働党の一九二八年後の組織的發展や政策、綱領に対してもつた意義については四節五節の關係部分を参照。
- (62) M. Benney and Others, *How People Vote*, 1956. pp. 41-42.
- (63) R. T. McKenzie, *op. cit.*, pp. 41-42, 406-407.
- (64) R. Pike, *Political Parties and Policies*, (3th ed) 1948. p. 70.